学習課題　　【類似？商標】ワークシート

1.「もの言わぬセールスマン」

１条理解

　　商標法　　　昭和三十四年

　　（目的）第一条

　　　この法律は，商標を保護することにより，商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り，もつて産業の発達に寄与し，あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

2.類似している商標で問題になった事例紹介

事例）2013年2月和解成立

北海道土産の人気菓子を製造販売する大手企業が，商標権を侵害されたとして，大阪市にある企業が作っているお菓子の販売差し止めや損害賠償を求めた。

（訴え内容）

　「名称や白を基調に青色や金色を配した箱の図柄が本社製品と類似している」と主張。

　　対象お菓子の約1年間の売り上げ約6億円の20%に当たる1億2千万円を支払うよう求めた。

（結果）

2013年2月和解が成立し，大阪市にある企業側がパッケージの図柄を変更し，原則として地域（関西6府県）を限定した販売に限った。賠償金は支払いなし。

3.商標権についての確認事項

商標権の３大機能

１）（出所表示）機能　　　　…　　一定の生産者や販売者

２）（品質保証）機能　　　…　　一定の品質

３）（広告）機能　　　…　　購入促進

商標の定義

①文字・図形・記号・立体形状もしくは色彩またはこれらの結合

②業として商品を生産し，証明し，又は譲渡するものがその商品について使用するもの

③業として役務を提供し，又は証明するものがその役務について使用するもの

商標を出願するには

・書類で出願する方法と，インターネットを用いて出願する方法がある。

・出願後，商標審査官審査

　出願や登録（更新）等する際に，所定料金の納付が必要（3400円＋）

　　出願料：　3,400円＋（8,600円×区分数）　登録料：　28,200円×区分数

　　※書面で提出した場合の電子化手数料：1,200円＋(700円×書面のページ数)

参照：特許庁HP,https://www.jpo.go.jp/system/basic/trademark/index.html#04

4.海外ではどうなっている？

商標の保護は…属地主義（その国の範囲内でのみ保護されること）

→海外，それぞれの国で商標を保護するには，それぞれの国の法律に基づく保護，多くは商標登録をする必要がある

|  |
| --- |
| マドリッド制度→世界中の国で商標の登録・管理を簡便かつ経済的に行える制度。　単一の通貨による１つの出願手続で，最大122カ国での保護を申請することができる。　国際登録出願には，基本手数料（653スイスフラン\*）と，商標の種類，保護を求める国及び商品・役務の区分の数によって追加の手数料がかかる。 |

5.まとめ（マークに込められた糸や思い，ねらいを知る・考える）

・模倣品・海賊版を見つけたとき

参照：経済産業省，https://www.meti.go.jp/policy/ipr/infringe/about/find.html

①自社製品の知的財産権を確認

②模倣品・海賊版の流通経路を調査

③模倣品・海賊版の現物を入手

→相談先：・政府模倣品・海賊版対策総合窓口　経済産業省 製造産業局 模倣品対策室

　　　　　・弁護士，弁理士も

・模倣品の輸入及びインターネット取引について

「偽ブランド品」と呼ばれる商品が有名なブランドの登録商標と全く同じか，それを少し改変したマークやロゴを付して販売されている。

※商標権者又は商標権者から使用許諾を受けた者が登録商標を付した商品は「真正品」という。

（国際的）模倣品や偽造品対策をするには

業として，模倣品の輸入及び所持する行為は，処分の対象となる。

（商標法第25条），商標権者から許諾を受けずに指定商品又は指定役務について登録商標を使用することは，商標権侵害となる。

（商標法第37条第1号）指定商品又は指定役務について登録商標に類似する商標を使用する行為や指定商品又は指定役務に類似する商品・役務について登録商標又はこれに類似する商標を使用する行為は，商標権を侵害するものとみなされる。